

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（参事等の専決事項）」に改め、同条第一項を次のように改める。

参事等（参事、契約局長及び総合技術センター所長をいう。以下同じ。）の専決することができる事項は、別表第二の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

第七条第二項を削る。

第八条中「各号」を削り、「契約局長及び総合技術センター所長」を「参事等」に改める。

第十五条第五項中「契約局長、総合技術センター所長」を「参事等」に改める。

別表第一下水道管理課長の項を次のように改める。

下水道管理課長	職員（下水道管理課長にあつては、下水道管理課に属さない職員を含む。）の次に掲げる事項を行うこと。 一 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 二 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定 三 住居届に係る事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定 四 単身赴任手当に係る事実の確認並びに単身赴任手当
---------	--

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条、第六条、第七条関係）

決裁事項・専決事項

<p>事務の種類</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針に關するこ と。</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。</p>	<p>参事専決事項</p>	<p>契約局長専決事項</p>	<p>総合技術センター 所長専決事項</p>
<p>一 流域下水道事業の運営方針、事業計画等に関する事務</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針に關するこ と。 2 主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に關するこ と。</p>	<p>1 流域下水道事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。 2 主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。</p>			
<p>二 県議会に關する事務</p>	<p>算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、</p>				

	<p>三 流域 下水道 事業に 関する 規則等 の原案 作成等 に關す る事務</p>	<p>四 請 願、陳 情等に 關する 事務</p>	<p>五 許可 等の申 請協議 等に關 する事 務</p>
<p>資料を作成 し、知事へ 送付するこ と。</p>	<p>流域下水道 事業に關する 規則の原案作 成並びに管理 規程又は要綱 等の制定及び 改廃をするこ と。</p>	<p>陳情書、要 望書等を提出 すること。</p>	<p>1 重要又は 異例な事項 に關し、許 可、認可、 承認等を求 めること。 2 重要又は 異例な事項 に關し、協 議し、協力 を依頼し、 又は意見を 求め、若し くは意見を</p>
<p>重要又は異 例な告示をす ること。</p>			

<p>八 職員 の任免 等に関 する事 務</p>	<p>七 管理 者が当 事者で ある不 服申立 て、訴 訟等に 関する 事務</p>	<p>六 補助 金等に 関する 事務</p>	
<p>2 国又は他 の地方公共 と。</p>	<p>1 管理者が その当事者 である審査 請求その他 の不服申立 て、訴えの 提起、和解、 あっせん、 調停及び仲 裁に関する こと。</p> <p>2 不服申立 て、訴訟及 び調停に関 し代理人を 選任し、又 は解任する こと。</p>		<p>述べること。</p>
<p>1 地公法第 十五条の二 第三項の規 定に基づ き、標準職 務遂行能力 及び標準的 な職の制定 について知</p>		<p>国に対して 補助金等の交 付を申請する こと。</p>	

団体に対	し、職員	の	割愛を依	頼	し、又は	承	認するこ	と。	3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表において「地公法」という。）第二十八條第一	項の規定に	基づき、職	員をその意	に反して降	任し、又は	免職するこ	と。	4 地公法第二十八條第二項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、又は免職するこ	と。	5 地公法第二十九條第一	項の規定				
事に協議す	ること。	2 地公法第二十三條の二第三項の	規定に基づ	き、人事評	価の基準及	び方法に関	する事項そ	の他人事評	価に関し必	要な事項に	ついて知事	に協議する	こと。	3 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八條第一	項及び第三	十九條第一	項の規定に	基づき、身	体障害者又	は知的障害	者の採用に	関する計画	を作成し、	並びに当該

	九 非常 勤 職員 の 任 免 等 に 関 する 事 務	十 職員 の 服 務 等 に 関 する 事 務
に基づき、職 員に対し懲 戒処分す ること。		1 地公法第 三十四條第 二項の規定 に基づき、 局長、契約 局長及び総 合技術セン ター所長が 職務上の秘 密に属する 事項を發表 することに ついて許可 すること。 2 地公法第 三十八條第
計画及びそ の実施状況 を厚生労働 大臣に通報 すること。	地公法第 三條第三項 第三号に規 定する者の うち、調査 員、嘱託員 及びこれら に類する者 を任免し、 並びに勤務 条件を決定 すること。	1 地公法第 三十四條第 二項の規定 に基づき、職 員（局長、契 約局長及び 総合技術セ ンター所長 を除く。）が 職務上の秘 密に属する 事項を發表 することに ついて許可 すること。 2 地公法第
		1 参事 の次に 掲げる 場合 （イ及 びロの 場合の うち引 き続き 三日未 満の場 合のも の、ニ の場合 並びに トの場
		1 契約 局長、 副参事 及び技 術評価 幹の次 に掲げ る場合 （契約 局長に あつて は、イ 及びロ の場合 のうち 引き続
		1 総合 技術セ ンター 所長、 総合技 術幹及 び主席 工事検 査員の 次に掲 げる場 合（局 長にあ つて は、イ 及びロ

ハ 選挙権 する場合	施に参加 計画の実 に関する 満の厚生 き三日未 口 引き続	満の研修 を受ける 場合 引き続	イ 引き続 き三日未 満の研修 を受ける 場合 引き続	除く。 ける場合を し、次に掲 こと。ただ を免除する 念する義務 の職務に専 ンター所長 総合技術セ 約局長及び 3 局長、契	と。 許可するこ の従事等を 営利企業へ タ―所長の 合技術セン 局長及び総 局長、契約 に基づき、 に基つき、 局長、契約	一項の規定 に基づき、 局長、契約 局長及び総 局長、契約 員（局長、契 員（局長、契 員（局長、契	3 職員（局 長、契約局 長及び総合 技術センタ ―所長を除 く。）の次 に掲げる場 合における 職務に専念 する義務を 免除するこ と。 イ 職務に 関連のあ る国家公 務員又は 他の地方 公共団体 の公務員 としての 職を兼ね、 その職に	加す 場 もの、 引き続	満の場 合に係 る。限 合に限 満の場 三日未 は、引 き続き 営利企業へ の従事等を 許可するこ と。	三十八条第 一項の規定 に基づき、職 勤続表 未満の 場合の もの、 二の場 合並び にトの 場合の 表彰受 賞に係 る場合 については、 引き続 き三日 未満の 場合 に限り、 副参事 及び技 術評価 幹長に あつて は、イ 及びロ の場合 のうち 引き続 き三日 未満の 場合 の、 加す 場 もの、 引き続	合のう ち永年 勤続表 未満の 場合の もの、 二の場 合並び にトの 場合の 表彰受 賞に係 る場合 については、 引き続 き三日 未満の 場合 に限り、 副参事 及び技 術評価 幹長に あつて は、イ 及びロ の場合 のうち 引き続 き三日 未満の 場合 の、 加す 場 もの、 引き続	のう ち 引き続 き三日 未満の 場合 の、 二の場 合並び にトの 場合の 表彰受 賞に係 る場合 については、 引き続 き三日 未満の 場合 に限り、 副参事 及び技 術評価 幹長に あつて は、イ 及びロ の場合 のうち 引き続 き三日 未満の 場合 の、 加す 場 もの、 引き続
------------------	---	---------------------------	--	--	--	---	--	-----------------------	---	---	---	---

引き続き三	ター所長の	合技術セン	局長及び総	5 局長、契約	を得ること。	員会の承認	認め人事委	者が必要と	基づき、管理	号の規定に	二条第十三	する規則第	の特例に関	念する義務	4 職務に専	る場合	受賞に係	勤続表彰	満の永年	き三日未	ち引き続	場合のう	を受けた	会の承認	人事委員	要と認め	が特に必	ニ 管理者	場合	行使する	の権利を	民として	その他公
これに関	をし、及び	の申立て	反した旨	規定に違	第七条の	七十四号)	法律第百	二十四年	合法(昭和	ハ 労働組	合	頭する場	として出	査請求人	し、又は審	査請求を	くは再審	請求若し	づき、審査	規定に基	第一項の	第六十条	一条又は	号)第五十	百二十一	年法律第	和四十二	補償法(昭	口 地方公	務員災害	場合	務を行う	属する事
いて	基づ	例に	は条	令又	ホ 法	場合	する	行使	利を	の権	して	民と	他公	その	ニ 選	合	る場	頭す	に出	公署	て官	とし	人等	参考	人、	鑑定	証	員、	判	ハ 裁	合		
実施	面の計	る計	関す	生に	口 厚	合	る場	受け	修を	イ 研	こと。	除する	務を免	する義	に専念	る職務	におけ	場合を	未満の	き三日	引き続	賞に係	表彰受	年勤続	うち永	賞に係	表彰受	にトの	合並び	もの、	場合の	未満の	ニの場
生に	口 厚	合	る場	受け	イ 研	こと。	除する	務を免	する義	に専念	る職務	におけ	除く。	場合を	未満の	き三日	引き続	ては、	にトの	賞に係	表彰受	年勤続	うち永	場合の	表彰受	にトの	合並び	ニの場	もの、	場合の	未満の	き三日	

の延長を承	休業の期間	配偶者同行	認をし、又は	行休業の承	の配偶者同	ンター所長	総合技術セ	約局長及び	き、局長、契	規定に基づ	を含む。の	用する場合	において準	六条第二項	条(同条例第	十七号)第二	県条例第三	十六年埼玉	条例(平成二	業に関する	偶者同行休	9 職員の配	こと。	を取り消す	き、7の承認	規定に基づ	五第五項の	二十六条の	8 地公法第	こと。	を承認する	期間の延長	発等休業の		
のうち永年	にトの場合	の場合並び	イ、ロ及びニ	にあつては、	域機関の長	の場合を、地	き三日未満	ては、引き続	場合につい	受賞に係る	年勤続表彰	合のうち永	びにトの場	ニの場合並	場合のもの、	三日未満の	ち引き続き	の場合のう	は、イ及びロ	長にあつて	り、本庁の課	の場合に限	き三日未満	ては、引き続	場合につい	受賞に係る	年勤続表彰	合のうち永	びにトの場	ニの場合並	場合のもの、	三日未満の	ち引き続き	三日未満の	ち引き続き
の休暇	日以上	続き三	(引き	3 参事	と。	るこ	を受け	び復命	し、及	を命令	の旅行	除く。)	旅行を	以上の	き三日	引き続	ては、	にあつ	の旅行	(県外	2 参事	場合	けた	を受	承認	会の	委員	人事	認め	要と	に必	が特	理者		
受け	験を	格試	な資	必要	行に	の遂	職務	又は	試験	任用	行う	県の	へ本	場合	する	従事	務に	は事	業又	の事	団体	する	的と	を目	福利	厚生	員の	た職	され	設置	いて	基づ	例に		
必要	行に	の遂	職務	又は	試験	任用	行う	県の	へ本	場合	する	従事	務に	は事	業又	の事	団体	する	的と	を目	福利	厚生	員の	た職	され	設置	いて	基づ	例に	は条	令又	ホ 法	場合		

<p>12 育児休業 法第五条第 二項の規定 に基づき、 11の承認を 取り消すこ と。</p>	<p>13 育児休業 法第十条第 三項(同法第 十一条第二 項において 準用する場 合を含む。)</p>	<p>の規定に基 づき、局長、 契約局長及 び総合技術 センター所 長の育児短 時間勤務又 は育児短時 間勤務の期 間の延長の 承認をする こと。</p>	<p>14 育児休業 法第十二条 において準 用する第五 条第二項の 規定に基づ き、13の承 認を取り消</p>	<p>に基づいて 設置され た職員の 厚生福利 を目的と する団体 の事業又 は事務に 従事する 場合</p>	<p>へ 本県の 行う任用 試験又は 職務の遂 行に必要 な資格試 験を受け る場合</p>	<p>ト 管理者 が特に必 要と認め 人事委員 会の承認 を受けた 場合</p>	<p>5 局長(県外 旅行にあっ ては、引き 続き三日以 上の旅行を 除く。)、並 びに課長及 び地域機 関の引き 続き</p>	<p>及び復 命を受 けるこ と。</p>	<p>3 契約 局長 (引き 続き三 日以上 の休暇 を除く。)</p>	<p>並びに 副参事 及び議 技術評 価幹の 休暇に 関する こと。</p>	<p>4 契約 局長の 休日及 び時間 外勤務 を命ず ること。</p>	<p>5 契約 局長の 週休日 の振替 及び半 日勤務</p>	<p>技術評 価及び 主査の 工事検 査員の 休暇に 関する こと。</p>	<p>3 総合 技術セ ンター の受け こ</p>	<p>4 総合 技術セ ンター の受け こ</p>
--	--	---	---	---	--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	---	--	---	---

すこと。	15 育児休業	法第十七条の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。	16 埼玉県下水道局職員就業規程(平成二十二年埼玉県下水道事業管理規程第二号。以下この表において「就業規程」という。)	第十三条第一項の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技	き三日以上	の旅行を命	令し及び復	命を受ける	こと。	6 局長の休	暇(引き続き	三日以上の	休暇を除	く。)、並び	に課長及び	地域機関の	長の引き続	き三日以上	の休暇に関	すること。	7 局長の休	日及び時間	外勤務を命	ずること。	8 局長の週	休日の振替	及び半日勤	務時間の割	振り変更を	行うこと。	9 局長の休	日の代休日	を指定する	こと。	10 職員の自	己啓発等休	業に関する	条例第二条
時間の	所長の	休日及	び時間	外勤務	を命ず	るこ	と。	6 契約	局長の	休日の	代休日	を指定	するこ	と。	5 総合	技術セ	ンター	の振替	及び半	日勤務	時間の	割振り	変更を	行うこ	と。	6 総合	技術セ	ンター	の振替	及び半	日勤務	時間の	割振り	変更を	行うこ	と。		

<p>術センター 所長の部分 休業の承認 をすること。</p>	<p>(同条例第 七条第三項 において準 用する場合</p>
<p>17 就業規程 第十三条第 三項の規定 に基づき、 16の承認を 取り消すこ と。</p>	<p>を含む。)の 規定に基づ き、課長、副 参事、技術評 価幹、総合技 術幹、主席工 事検査員及 び地域機関 の長の自己 啓発等休業 の承認をし、 又は自己啓 発等休業の 期間の延長 を承認する こと。</p>
<p>18 就業規程 第十三条の 二の規定に 基づき、局 長、契約局長 及び総合技 術センター 所長の修学 部分休業の 承認をし、又 はその承認 を取り消す こと。</p>	<p>11 地公法第 二十六条の 五第五項の 規定に基づ き、10の承 認を取り消 すこと。</p>
<p>12 職員の配 偶者同行休 業に関する 条例第二条 (同条例第 六条第二項 において準</p>	

用する場合を含む。)の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関

の長の育児
休業又は育
児休業の期
間の延長の
承認をする
こと。

15 育児休業
法第五条第
二項の規定
に基づき、14
の承認を取
り消すこと。

16 育児休業
法第十条又
は第十一条
の規定に基
づき、課長、
副参事、技術
評価幹、総合
技術幹、主席
工事検査員
及び地域機
関の長の育
児短時間勤
務又は育児
短時間勤務
の期間の延
長の承認を
すること。

17 育児休業
法第十二条
において準
用する第五
条第二項の

規定に基づき、16の承認を取り消すこと。

18 育児休業法第十七条の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主任技術員、工事検査員及び地域機関の育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

19 就業規程第十三条第一項の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主任工事検査員及び地域機関の長の部分休業

<p>十一 職員の給与に関する事務</p>	
<p>1 埼玉県下水道事業管理規程第五号。以下この項において「給与規</p>	
<p>に基づき、勤勉手</p>	<p>の承認をすること。 20 就業規程第十三条第三項の規定に基づき、19の承認を取り消すこと。 21 就業規程第十三条の二の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>

程」という。) 当の成績率を
第十五条の 定めること。

規定でその
例によるこ
ととされる
職員の給与
に関する条
例(昭和二十
七年埼玉県
条例第十九
号)第十九条
の三第一項
(同条例第
十九条の四
第五項及び
第二十一条
第七項にお
いて準用す
る場合を含
む。)の規定
に基づき、期
末手当又は
勤勉手当の
支給を一時
差し止める
処分を行う
こと。

2 給与規程

第十五条の
規定でその
例によるこ
ととされる
職員の給与
に関する条

例第十九条
の三第三項
又は第四項
（同条例第
十九条の四
第五項及び
第二十一条
第七項にお
いて準用す
る場合を含
む。）の規定
に基づき、期
末手当又は
勤勉手当の
支給を一時
差し止める
処分を取り
消すこと。

3

埼玉県流

域下水道事

業企業職員

の給与の種

類及び基準

に関する条

例（平成二十

一年埼玉県

条例第七十

一号。以下こ

の項におい

て「給与条

例」という。）

第十九条第

二項の規定

に基づき、退

職手当の全
部又は一部
を支給しな
いこととす
る処分を行
うこと。

4 給与規程
第十五条の
規定でその
例によるこ
ととされる
職員の退職
手当に關す
る条例(昭和
三十八年埼
玉県条例第
十八号。以
下の項にお
いて「退職手
当条例」とい
う。)第十六
条第一項か
ら第三項ま
での規定に
基づき、退職
手当の支払
を差し止め
る処分を行
うこと。

5 給与規程
第十五条の
規定でその
例によるこ
ととされる

退職手当条
例第十六条
第五項から
第七項まで
の規定に基
づき、退職手
当の支払を
差し止める
処分を取り
消すこと。

6 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十七条
第一項又は
第二項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部を支給し
ないことと
する処分を
行うこと。

7 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十八条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の

全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

8 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十九条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

9 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第二十条
第一項から
第五項まで
の規定に基
づき、退職手
当の全部又
は一部に相
当する額の
納付を命ず
る処分を行
うこと。

10 給与条例

<p>十三人 事委員 会に 関 する 事 務</p>	<p>十二 労 働 組 合 に 関 す る 事 務</p>	
	<p>地方公営 企業等の労 働関係に 関する法律（昭 和二十七年 法律第二百 八十九号）第 六条の規定 に基づき、労 働組合の役 員として労 働組合の業 務に専ら従 事すること の許可及び 取消しを行 うこと。</p>	<p>第十九条第 三項の規定 で準用する 退職手当条 例第二十一 条第二項の 規定に基づ き、人事委員 会に諮問す ること。</p>
<p>1 職員の任 用に関する 規則（昭和 四十六年人 事委員会規 則六―十</p>	<p>労働組合 との団体交 渉に関し、必 要な事項を 決定し、及び 書面による 協定を締結 すること。</p>	

<p>十四叙位、叙勲及び表彰に関する事務</p>	
<p>1 埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）及び埼玉県職員表彰規程（昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号）に</p>	<p>一号）により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。</p> <p>2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則七―二百二十一号）により、人事委員会へ承認申請すること。</p>

	<p>十五 職 員 の 旅 費 に 関 する 事 務</p>
	<p>職員の旅 費に関する 条例(昭和二 十七年埼玉 県条例第二 十号)第三十 六条の規定 に基づき、外 国旅行に係 る旅行手当 の支給を受 ける者の範 囲、額、支給 条件及び支</p>
<p>に基づき、候補 者を知事に 推薦するこ と。 2 位階令 (大正十五 年勅令第三 百二十五 号)及び勲 章制定の件 (明治八年 太政官布告 第五十四 号)に規定 する叙位及 び叙勲候補 者を知事に 推薦するこ と。</p>	

<p>十八 地 方公營 企業法 （昭和 二十七 年法律 第二百 九十二 号。以下 この項 におい て「法」 と い う。）及</p>	<p>十七 職 員 の 福 利 厚 生 に 関 す る 事 務</p>	<p>十六 職 員 定 数 に 関 す る 事 務</p>	
<p>1 法第十七 条の二の規 定に基づく 出資金及び 補助金に關 すること。 2 法第十七 条の三の規 定に基づく 補助金に關 すること。 3 法第十八 条の二の規 定に基づく</p>		<p>埼玉県職 員定数条例 （昭和三十 年埼玉県条 例第二号）第 三条の規定 に基づき職 員の定数配 分を定める こと。</p>	<p>給方法につ いて知事に 協議するこ と。</p>
<p>1 法第三十 一条の規定 に基づき、 試算表等を 作成し、知 事に提出す ること。 2 施行令第 二十二条の 五の規定に 基づき、出 納取扱金融 機関等につ いて地方公</p>	<p>職員の衛 生管理に關 する計画を 決定し、実 施すること。</p>		

び地方	長期貸付に	営企業の業
公営企	関すること。	務に係る公
業法施	4 法第二十	金の収納等
行令(昭	二条の規定	の事務につ
和二十	に基づく企	いて検査す
七年政	業債に関す	ること。
令第四	ること。	
百三号。	5 法第二十	
以下こ	七条の規定	
の項に	に基づき、指	
において	定金融機関	
「施行	を指定し、公	
令」とい	金の出納事	
う。)に	務の一部を	
関する	取り扱わせ	
事務	ること。	
	6 法第二十	
	七条の二の	
	規定に基づ	
	き、指定金融	
	機関が取り	
	扱う公金の	
	収納又は支	
	払の事務に	
	ついて監査	
	委員に監査	
	の要求をす	
	ること。	
	7 法第二十	
	九条の規定	
	に基づく一	
	時借入金に	
	関すること。	
8 法第三十		

四 条 の 規 定
で 準 用 す る
地 方 自 治 法
第 二 百 四 十
三 条 の 二 第
三 項 の 規 定
に 基 づ き、 監
査 委 員 に 対
し て 賠 償 責
任 の 有 無 及
び 賠 償 額 を
決 定 す る こ
と を 求 め、 そ
の 決 定 に 基
づ き 期 限 を
定 め て 賠 償
を 命 ず る こ
と。

9 法 第 三 十
四 条 の 規 定
で 準 用 す る
地 方 自 治 法
第 二 百 四 十
三 条 の 二 第
八 項 の 規 定
に 基 づ き、 職
員 の 賠 償 責
任 の 全 部 又
は 一 部 を 免
除 す る こ と。

10 法 第 四 十
条 の 二 の 規
定 に 基 づ き、
地 方 公 営 企

<p>二十 水道法</p>	<p>十九 争入札 に関する 事務</p>	
<p>一条の二第 法第三十</p>	<p>埼玉県流 域下水道事 業財務規程 (平成二十 二年埼玉県 流域下水道 事業管理規 程第十七 号)第六百六 十八条の規 定に基づ き、地方自 治法施行令 第六十七 条の四第二 項各号の一 に該当する 者を一般競 争入札(同 規程第八 十六条にお いて本条を 準用する場 合を含む。)から排除す ること。</p>	<p>業の業務の 状況を説明 する書類を 知事に提出 すること。</p>
<p>1 五条の十第 法第二十</p>		

(昭和三十三年法律第七十九号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

一項の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その設置等に要する費用を負担させること。

一項の規定に基づき、流域下水道の設置等を行うこと。

2 法第二十条の十一第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事業計画を定めること。

3 法第二十条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣に協議すること。

4 法第二十条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国

	<p>二十一年 都市計 画法(昭 和四十 三年法 律第百 号。以下 この項 におい て「法」 とい う。)の 施行に 関する 事務</p>
<p>土交通大臣 に届け出る こと。 5 法第三十 一条の二第 二項の規定 に基づき、公 共下水道又 は流域下水 道の設置等 に要する費 用の負担に ついて、市町 村の意見を 求めること。</p>	<p>1 法第五十 九条第二項 の規定に基 づき、特別な 事情がある 場合におい て、国土交通 大臣の認可 を受けて都 市計画事業 を施行する こと。 2 法第六十 三条第一項 の規定に基 づき、国土交 通大臣に都 市計画事業</p>

の事業計画 の変更の認 可を申請す ること。

別表第三第二十五号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同表第二十八号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同表第二十九号中「第八条」を「第九条」に改め、同表第四十号中「条例第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第五十八号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。